

シベリア抑留

第5章 帰国

120781069 金原敬佑

1.引き上げの開始

- ・抑留者の集団引き上げ代別にして2期に分期(1946年-1956年)
 - 前期 46年-50年
 - 後期53年-56年
- ・1946年5月 GHQと対日理事会ソ連代表の会談
 - 11月27日 協定成立
- ・五港から各5000人合計2万5000人
 - ①ソ連のナホトカ
 - ②満州の大連
 - ③樺太の真岡
 - ④朝鮮島半島の元山
 - ⑤咸興

2.ソ連による協定破り

- 米ソ間 ソ連日本人捕虜毎月5万人送還する協定締結
(1964年12月)

- 協定決裂

 - 8ヶ月間で20万人不足

 - GHQに対し47年12月から4月まで引き上げ中止

- 引き上げが進まない理由

1. 日本新聞を通じ日本が必要船舶を提供不足

2. 抑留者に事実でないことを伝達

 - 帰国後かたくなな態度の一因

3. 貴重な労働力が減るため送還を拒否

3. 日本海名簿

- 不穏な空気が漂う47年後半
- シベリアで幅を利かせていたアクチブ
 - そうでない者の憎しみ、反感を買う
 - アクチブに手ひどい攻撃
 - アクチブが海の放り込まれる噂
- ナホトカ船上人数、舞鶴上陸時比較
 - その差 → 「日本海名簿」

4.赤い帰還者

- ・引揚げと援護30年の歩み
- ・ソ連の洗脳思想教育の効果
 - 船内に居座り上陸を拒否
- ・1949年8月11日
 - 引揚者の秩序保持に関する政令を公布
- ・違反者 一年以下の懲役又一万円以下の罰金
 - 政令の効果は大

5.シベリア帰りはアカ

- 1.林明治 1949年9月舞鶴に帰還
 - ・帰国後→警察に24時間拘束・事情聴取
 - ・週一、一年以上警察自宅訪問
- 2.谷口卯一郎 1948年11月に帰還
 - ・帰国後→私服警官近所の住民に聞き込み
 - ・地区の寄合に出席→差別
- 3.シベリア帰還者の目が厳格

6.米ソの駆け引き

- ・帰国者数

 - 1949年 46万9千人と推計 GHQ提示

 - 外交文書 2000年12月20日公開

- ・アメリカ

 - 国際社会でソ連の非を主張する材料

- ・ソ連

 - 逆である冷戦構造が明確

 - 国際政治の中駆け引きの道具

7.戦犯たち

- ・1950年1月.2月 計4703人舞鶴に帰還
→前例のない冬季の帰還
4月17日22日 計2844人帰還
- ・シベリア抑留からの引揚げは中断
→再開まで3年余り
- ・戦争犯罪人
遊撃隊関係者など
→戦犯として逮捕
- ・自国の法律で裁くことは法律の常識逸脱
→有罪とされた日本人 約3000人

8.取調べと裁判

- ・ハバロフスク裁判

1949年12月 ハバロフスク軍事法廷

- ・山田乙三元関東軍総司令官ら被告12名に判決

→関東軍軍馬防疫廠部隊

軍馬の防疫を研究のち細菌戦のための研究

- ・1949年12月 軍事裁判の判決

強制労働矯正15年

→ソ連1947年死刑を廃止

9.洋服ダンス

- ・狭い箱の中に押し込め何時間も放置する拷問

10.独裁者の使途希望

- ・1953年3月5日 スターリン死亡
- ・1952年4月サンフランシスコ講和条約発効
- ・1953年集団引揚げ再開
- ・モロトフ外相国交回復の意思を発表
→ロンドンで松本修一全権大使、
ヤコブ・マリク全権大使による交渉開始

11.ハバロフスク事件

・ハバロフスク事件

ソ連軍中將に鉈で切りかかったことが起源

→12月抑留者約800人作業拒否ストライキ勃発

・要求

- ①全日本人の早急な帰国
 - ②監獄や僻地の収容所に在住日本人
→当収容所に移動
 - ③留守家族との通信回数増加
 - ④今回の事件での処罰者零
- ・ストライキは翌年3月まで継続
→実力行使で排除

12. 落胆

- ・日ソ国交正常化の交渉
→日本政府要求
 - ①抑留者の早期帰国
 - ②日本固有の領土の返還
(歯舞、色丹、国後、択捉島)
- ・ソ連領土問題での交渉の意思なし
→人質外交
- ・西ドイツ首相アデナウアー
モスクワに訪問ソ連と交渉
→ドイツの戦犯釈放

13. 帰らなかった日本人

- ・ 総ざらい引揚げ

 - ハバロフスクの抑留者1025人帰国

 - 1956年12月26日

- ・ ソ連在留者

 - 日本政府住所把握者500人

 - その他900人が生存

- ・ 在留理由

 - ① 民主化運動に参加を継続

 - ② 待っている家族がない

 - ③ 帰国しても生活環境が厳格

 - ソビエトの政治宣伝の効果